

～ 検察庁で育休をとりました～

私は、検察庁に採用されて13年目になる検察事務官で、その経歴のうち約6週間の産前休暇と8週間の産後休暇、それと約2年間の育児休業を取得し、昨年職場復帰しました。

産休・育休制度については、現在一般的なものとして社会に浸透してきていると思いますが、今回は、検察庁で私がそれらを取得した経験を基にお話ししたいと思います。

私は、妊娠が判明したとき、捜査担当の検察官とペアで仕事を行う立会事務官として勤務していました。

捜査担当の立会事務官は、事件の処分を決める検察官をサポートするために様々な事務を行う仕事なのですが、検察官とともに被疑者の取調べを行うほか、時には事件現場に出向いて捜査したり、参考人等の事情聴取のために出張したりすることもあります。

取調べや出張は、被疑者や参考人の都合によっては、夜間や休日に行う場合もあります。

また、特に身柄を拘束されている被疑者の取調べでは、被疑者が、逃亡したり、被疑者自身や他人を傷付けたりすることを防ぐため、被疑者の動静を注視し、いざという時は自分や検察官の身を守らなければいけません。

このような、言わば第一線で働く立会事務官の仕事は、妊娠中の母体に影響するのではという懸念があることや、突発的な体調不良で捜査に支障が出てしまう可能性があることから、私は早期に立会事務官の業務から外してもらう方が良いのではと考えました。

また、出産後、長期休暇を取得することを考えると、早期に人事担当者や上司に妊娠したことを申し出る必要がありました。

ただ、私は高齢出産予定だったこともあり、万が一のことを考えると余り早期から妊娠を申告することは気が引けるという事情がありました。

結局、何とかつわりの苦しい時期を乗り越え、安定期を迎える妊娠5か月を過ぎた頃、上司との面談の機会に妊娠中であることを申告しました。上司は申告が遅くなったにもかかわらず早急に対応してくださり、その後1か月もしないうちに異動となって立会事務官から外れ、取調べや出張のない、事件処理前の記録を点検する係になりました。私は立会事務官の仕事がとても好きだったので、異動したときには正直言ってホッとしたのを覚えています。

その後、何事もなく休暇を取得し、出産し、育児に追われる日々が始まりました。

育児中は、子供のことで手一杯な生活でしたが、休暇を取得する前に人事担当者から、休暇中に情報提供を受けたい項目や受け取りたい書類についての要

望を聞いてもらっていたので、時折、慶弔関係や人事異動関係の情報について連絡を受けるなど、職場とのつながりを感じることができました。

育児休業から復帰する際には、元々、切りが良い日にちで復帰しようと思い、そのように申請をしていたのですが、当時、育児休業は原則1回だけ延長できる制度（現在は、原則2回に改正）があったため、事前に人事担当者から延長するか、する場合は、いつまで延長するか、確認の連絡を受けました。

それがきっかけで子供を預けている保育園と再調整したところ、保育園から慣らし保育期間を長めに設けてほしいと指導を受けたため、人事担当者に相談しながら、私の希望どおり、育児休暇を約1か月延長したおかげで、その後、スムーズに職場復帰することができました。

復帰後は、比較的出張や残業が少なく、執務時間どおりに勤務できる部署に配属していただき、皆さんに支えられながら、何とか仕事をこなしています。

私はフルタイムで復帰したのですが、検察庁では勤務時間を短くする育児時間の制度を利用して働いている職員も多数おり、復帰の際は、自分はどうしようかと悩みました。

しかし、人事担当者や上司から、「迷うならひとまず働いてみて、無理なら制度の利用も考えればいいよ。」と助言を受け、そのように気軽に考えられる環境にあったからこそ、今も子供の成長等を折に触れて上司等に話しながら、のびのびと働かせてもらっています。

皆さんの中で、検察庁で働いてみたいけれど、ライフスタイルとの兼ね合いがどうなるのか興味がある方に、この記事が参考になればうれしいです。

男性だから関係ないと思われた方、現在は男性の職員も配偶者の出産前後で様々な休暇や育児休業の制度を利用していますよ！

（検察事務官 女性）